

後期高齢者医療制度の 保険料額決定通知書について

平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月上旬に送付します。

保険料の計算方法

保険料は、図1のとおりです。

保険料の支払い方法

①年金からの支払い（特別徴収）手続きは必要はありません。※希望により口座振替による支払いに変更できます。

②口座振替や納付書での支払い（普通徴収）

保険料の軽減

①所得の低い人の軽減Ⅱ所得に応じて表1のとおり均等割額の軽減が適用され、所得割額算定にかかる所得

保険料の減免申請

申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。

図1 1人当たりの保険料（年額）

均等割額	+	所得割額
43,924円		(前年中の総所得金額(※) - 33万円) × 8.23%
＝平成23年度保険料額（最高限度額50万円）		

※総所得金額＝収入額－控除額（公的年金など控除額、給与所得控除額、必要経費）です。ここでいう控除額とは、所得控除（社会保険料控除・扶養控除等）は含みません。

表1 均等割額の軽減

軽減の割合	平成22年中の総所得金額
9割軽減	33万円以下であり、なおかつ被保険者全員の所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)
8.5割軽減(7割軽減※)	33万円以下
5割軽減	33万円＋(24.5万円×被保険者数※被保険者である当該世帯主を除く)以下
2割軽減	33万円＋(35万円×被保険者数)以下

※本来7割軽減ですが、軽減措置により8.5割軽減となります

国民健康保険税の 賦課限度額が変わります

地方税法施行令の一部が改正され、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の賦課限度額がそれぞれ引き上げられたことから、平成23年度より本町においても同様の改正を行います。

なお、平成23年度の保険税率は据置きとなります。

保険税の通知と納付について

加入する各世帯主を納税義務者として、7月上旬に納税通知書を送ります。納期限は第1期分（8月1日）から第9期分（平成24年3月31日）までの9回払いとなります。また、次の要件を全て満たす人は、特に口座振替への切り替えの申し出がない場合、公的年金からの特別徴収（年金天引き）により保険税を納めていただくことになります。

①世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員65歳～74歳である場合②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合③国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、国保世帯主の介護保険料と国保保険税の合計金額が特別徴収対象年金額（受給されている年金総額ではなく、老齢基礎年金などの基礎年金部分のみの額）の2分の1を超えない場合

なお、保険税の納付が困難な人は、そのまま放置せずに必ず納付相談などを利用してください。

問い合わせは、住民保険課（☎766—8700）へ。

国民健康保険税 賦課限度額の変更内容

	改正前	改正後
医療分	50万円	51万円
後期高齢者支援金分	13万円	14万円
介護分	10万円	12万円
計	73万円	77万円

国民年金保険料の 免除について



所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

①全額免除・一部免除申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

上記のほか、会社を退職した人、震災・風水害などの被害を受けた人は、所得に関係なく該当する場合があります。

なお、保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合には保険料免除などの申請をしてください。

問い合わせは、住民保険課（☎766—8700）または尼崎年金事務所（☎06—6482—4591）へ。

～ 子ども議会を開催 ～

本町のまちづくりについて、町内の小・中学生達の率直な意見や提案を聴く機会として、子ども議会を開催します。皆さんの傍聴をお待ちしています。

- ▶とき 7月11日（月）午後1時30分～
- ▶ところ 役場3階議場
- ▶問合せ 企画財政課（☎766—8707）



▲昨年の子どもの議会の様子

サマージャンボくじ

市町村振興宝くじ（サマージャンボ）の収益金は住みよいまちづくりに使われています。この収益金は県内の販売実績に応じて交付されますので、ぜひ県内宝くじ売り場で購入ください。

問い合わせは、県市町村振興協会（☎078-322-1151）へ。

消費生活の アドバイス

> 196 <



長期使用の家電製品に注意を！

《質問》扇風機を使用していると、大きな音とともに、焦げ臭いにおいがしたので、慌ててコンセントから電源プラグを抜いた。今までこんなことはなかった。原因を調べて欲しい。（70歳代男性）

《回答》相談者が使用されていた扇風機は購入されてから25年以上経つ製品でした。調査の結果、長期間の使用による経年劣化が原因とわかりました。長く使用している家電製品で、次のようなことはありませんか？

- ①スイッチを入れても動かない。
- ②焦げ臭いにおいがする。
- ③フィルターや通気口が詰まっている。
- ④動作が安定しない。
- ⑤水漏れしている。
- ⑥使用時の振動が大きくなった。
- ⑦使用時の音が大きくなった。
- ⑧使用中、止まることがある。

家電製品は、長期間使用しているうちに、熱・湿気、

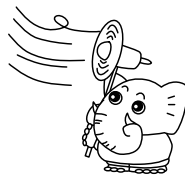
これらの症状がいくつかあてはまる家電製品の使用は、発煙、発火などの事故をひきおこす危険性がありますので注意ください。このような事故が多発していることから、「長期使用製品安全表示制度」が平成21年4月1日よりスタートしました。

この制度は、経年劣化が原因で事故が多い換気扇、エアコン、扇風機、洗濯機、ブラウン管テレビの5品目について、所有者に長期使用時の注意喚起を促す表示を対象製品の製造または輸入業者に義務付ける制度です。

今回の震災で、夏場の電力不足が予想され、節電が呼び掛けられています。家庭での節電対策として、エアコンから扇風機への切り替えを考えている人もたくさんいらっしゃると思いますが、扇風機を使用する前には、何年前の製品か、正常に作動するかを確認ください。

もし異常があれば、事故防止のためコンセントから電源プラグを抜いて、購入された販売会社の相談窓口にお問い合わせください。

疑問な点は、消費生活相談コーナー（☎766-1110）へ。



ほこりなどの影響により、部品が劣化します。